

第 1 3 6 3 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 2 時 0 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	秋道 智彌
	委 員	奥野 史子
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明

4 傍 聴 者 2 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 6 2 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 4 件，報告 3 件

イ 非公開の承認

報告 1 件については，人事に関する案件のため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

報告 平成 28 年度前半のパトナでの相談状況等について
(事務局説明 加藤カウンセリングセンター担当課長)

来所相談件数の推移について，平成 2 5 年度以降，来所相談件数及び延べ相談人数

は増加傾向であり、相談のニーズは高まっていると考えられる。平成27年度上半期と28年度上半期の比較では、新規相談申込はやや減っているものの相談件数としては増加しており、昨年度以前から相談している相談の継続が多かったと思われる。延べ相談人数については、昨年度上半期と同程度の水準であった。

補足として、終結に至るまでの相談回数であるが、平均では、保護者面接で23.5回（概ね半年程度）、子ども面接で34.5回（概ね9カ月程度）を要している。また、全相談件数の内、約50%が10回までの比較的短期の相談で終結しているが、一方で終結までに100回以上の長期面接を行っているケースも7%ほど存在している。

次に主訴別来所相談件数等についてであるが、【不登校について】が最も多く、相談件数の約半分を占めている。この傾向はどの年度でも変化がなく、不登校に関する相談がこどもパトナの相談の中心を占めている。以降、相談件数の多い順に【家族関係や子育てについて】【心理的・身体的問題について】【発達・障害について】【集団への適応・友人関係について】と続くが、相談の上位は、多少の順位の変動はあれども、どの年度においてもこの5つが中心となっている。

校種別来所相談件数については、概ね、小・中・高校生の相談がそれぞれ全体の4割・4割・2割程度であるが、その中で高校生の相談が増加してきている。平成27年度上半期と平成28年度上半期の比較でも、高校生の相談が増加傾向にある。

なお、市立小学校6年生児童の保護者のための思春期版保護者啓発冊子「思春期の子どもの心と親のかかわり」については、京都市内の私立及び国立小学校から希望を募り、希望のあった学校に向けて年内に冊子を送付する予定としている。また、学校医にも冊子を送付し、診療所等に配架してもらえるよう依頼を行う予定としている。

（委員からの主な意見）

【秋道委員】相談時間はどの程度か。また、申込の多い時期等、新規申込の傾向は。

【事務局】原則、1回45分の面接時間を設定している。ただ、初回については詳細に話をきかせていただくため、1時間～1時間30分程度の時間を設定することが多い。新規申込については、夏休み明け等長期の休みの後に増加する傾向が見られる。

【鈴木委員】主訴分類は、いつ頃から使用されているのか

【事務局】こどもパトナの前身である永松教育記念センターの相談課の時代から継続して使用している。経年変化が把握しやすいため、現在もその分類を踏襲して使用している。

【鈴木委員】相談に来る場合に、相談内容が一つでなく、複合的な要因が組み合わさった相談が多いのではないかとと思われるが、その辺りはどのように考えておられるのか。

【事務局】相談内容は“相談者が申込票に記載されたもの”をベースに分類している。委員の御指摘の通り、実際の相談では、様々な要因が複雑に影響し

合っているため、それについては、別途、細かな分類を用いて相談状況の把握に努めている。また、相談を受ける際には、まずは保護者や子どもの困りに寄り添って話を伺い、その気持ちを受けとめ、支えるところからカウンセリングを進めていっている。

【鈴木委員】ここ数年の相談の傾向はいかようなものか。

【事務局】不登校が相談の半分を占めているのは変わらないが、発達障害がベースにあり、そこから様々な二次的な問題が生じているケースが増えてきている。具体的には、相談件数のうち、約 3 割に何らかの発達障害の可能性が考えられるケースが含まれている。

【星川委員】学校等との連携はどのようにされているのか。

【事務局】個人情報保護条例に則りつつ、必要に応じた連携を行っている。相談内容については、原則、来談者とカウンセラーとの間でのみ扱われるものとして心理的な相談に応じているが、学校との連携について保護者からの依頼があった場合には、連携の意義を精査の上、連携を取っている。

【秋道委員】学校には相談しにくいケース等もあるのだろうか。

【事務局】学校には言わないでほしいという形で申込が入る場合もある。

【秋道委員】学校としては残念だが、そういった人たちが頼りにできる相談機関も重要であると思われる。ぜひ、そういった相談にも手厚く対応していただきたい。

【奥野委員】来談に至るプロセスを教えてください。また、何を持って解決とみなすのかについてもお教えいただきたい。

【事務局】まずは電話での申込で予約を受け付け、来所の手続を進めている。電話相談を希望されている場合は、別途設置している電話相談窓口を紹介させていただいている。解決については、来談者一人ひとりの思いが異なるため、一定の基準を設けるというよりも、来談されている方が解決したと思われることを最も大切にして面接を進めている。例えば、不登校の事例でも、教室に復帰することを解決と考えておられる場合もあるし、別室登校やふれあいの杜など、子どもが小集団でも活動できるようになったことを解決ととらえている場合もある。そのため、来談者がその後は自分たちでやっていけそうであるという、そのお気持ちを大切に面接の終了については来談者とカウンセラーとが話し合って決めている。

【奥野委員】問題の解決に至る前に来談が途絶えてしまったケース等はどうされているのか。何か追跡調査などは行っているのだろうか？

【事務局】来談が途絶えてしまった場合は、カウンセラーから電話をしたり、手紙を送るなどしてコンタクトを取る場合が多い。それでも反応がない場合は、その後の状況を把握しきれていないため、取り得る手立て等について今後の検討課題としたい。

【奥野委員】どこにも連絡がつかなくなってしまうケースから事件に繋がっているものもあると思われる。気になりながらも業務繁忙のため、手が回り切っていないと思われるが、そうしたケースについてもフォローをお願いしたい。

【事務局】虐待や自傷他害等、相談のリスクについては常にアセスメントを行っている。必要に応じて虐待通告等も行っており、リスク管理については細心の注意を払ってケース運営を進めている。御指摘いただいた点も含め、今後も適切に対応していきたい。

【高乗委員】こどもパトナ・カウンセリングセンターに相談するハードルは市民にとっていかがとお考えか。

【事務局】徐々に相談に至るまでのハードルは下がってきていると実感している。思春期版の冊子や他局の冊子への掲載等による地道な広報活動の成果もあり、市民の目に触れる機会は年々増加してきている。また、平成27年度からは全市立学校にスクールカウンセラーが配置されているため、スクールカウンセラーからパトナを紹介する機会も増えてきている。以前に比べて、こどもパトナを活用していただきやすい環境にはなってきていると思われる。

【高乗委員】相談に来る際に、問題の初期段階で来談するのか、より複雑化してから来談するのかでは、その後の経過もかなり異なる。可能な限り、初期段階での対応が望ましいと思われるため、相談機関の紹介や早目に相談に来やすい体制づくりなどが大切だと感じた。また、他都市にも同様の機関があると思うが、他都市との比較から京都独自の相談状況などは見えてきているのだろうか。

【事務局】他都市の機関からの事業のまとめ等にも目を通してはいるが、大きな差は現時点ではあまり感じていない。ただ、精査までは行えていないため、京都の相談状況に特徴があるのかどうかについて、今後、検討していきたい。

【秋道委員】いじめの問題等、学校だけでは解決に至ることのできない困難な事例もある。学校とこどもパトナとの連携によって子どもと家庭に向けてのサポートを共働して行っていくことは非常に大切だと思う。

【事務局】個人情報保護条例に則り、生徒指導課との必要に応じた連携を行いながら、学校と共に子どもと家庭を支えていけるよう体制をとっているが、今後、より良いサポート体制の構築に向けて、一層尽力していきたい。

報告 「京都市学校施設マネジメント基本計画（案）」について

（事務局説明 森田教育環境整備室担当課長）

本市の学校施設は本市全体の公共施設約1,450施設、総延床面積約484万㎡

のうち、総延床面積約166万㎡を占め、学校教育活動はもとより、地域コミュニティの拠点としての役割を備えている。また、現在、学校施設は、築後30年以上を経過するものが全体の約7割を占めるという時期を迎え、老朽化対策が必要となる一方、市の財政支出に占める学校施設の維持・管理のための将来負担の割合が大幅に増加することが懸念される。

このため、学校施設に対する事後修繕を主とするこれまでの維持管理を改め、築後30年を目途とした「予防保全」対策や、築後50年を目途とした「長寿命化改修」等を主とする年次計画的な維持管理に転換し、学校施設の「長寿命化」を図ることが必要である。また、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図りながら、学校施設の効果的・効率的な中・長期的維持管理・更新に係る計画を策定することが重要である。

以上の観点から、「京都市学校施設マネジメント基本計画」の策定に向けて取り組み、このたび、これまでの検討内容を「京都市学校施設マネジメント基本計画（案）」（以下、本計画（案））として作成したものである。ついては、11月中旬から約1ヶ月にわたり、本計画（案）について広く市民の皆様からご意見を募集致したい。

それでは、本計画（案）の構成内容についてご説明させていただく。本計画（案）では、「学校施設の目指すべき姿」や「学校施設の実態」、さらには「学校施設の老朽化対策に関わる課題」を掲載している。特に、「学校施設の老朽化対策に関わる課題」では、構造躯体の健全性の評価、構造躯体以外の劣化状況等の評価について触れており、これらの「評価」が本計画を進めるにあたって、非常に重要となる部分である。また、「学校施設長寿命化の具体策」、「長寿命化の実施計画」、「長寿命化のコストの見直しと今後の基本的な方向性」についてもまとめている。以上が本計画（案）のおおまかな構成内容である。

続いて、本計画（案）の概要について資料に沿ってご説明させていただく。

まず、「2. 位置付け・計画期間等」についてである。本計画（案）は、本市の基本計画である「はばたけ未来へ！京プラン」及び同計画の実施計画に基づく計画であり、国の「インフラ長寿命化基本計画」における施設類型別計画に位置付けられるものである。また、本計画は、「京都市公共施設マネジメント基本計画」が平成27年度から平成36年度までの10年間の計画であること、さらに文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」において、「10年以上を見すえた中長期的な計画」とすることが示されていることを踏まえ、「平成29年度から平成38年度の概ね10年間」を計画期間としている。

次に、「3. 本市学校施設の現状」についてである。本市が設置する学校の建築物の保有量は、166万㎡である。そのうち築経過年数が30年以上の建築物の保有量は約110万㎡で、学校全体の66.1%、約7割を占めており、本市の築後30年以上の公共建築物の総面積（285万㎡）の約4割に相当している。

次に、「4. 学校施設の長寿命化に向けた取組」についてである。多くの学校施設が

築30年以上を迎える中、中長期的な維持・管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現するため、古い建物を解体して建てる「改築」から、躯体を残して改修する「長寿命化」への転換を図り、「メンテナンスサイクル」を確立し、学校施設の長寿命化を推進することを掲げている。具体的には、「構造躯体の健全性調査の実施」、これは学校施設、主に校舎に対して、概ね築後経過47年前後を目安に実施するものである。こうした調査を踏まえ、「使用年数の延長の可否判断」を行い、概ね築後50年までを目途に「長寿命化改修を実施」するものとしている。さらに「予防保全の実施」、「事後保全の実施」や「定期的な点検・評価の充実等」を掲げている。こうした取組の循環を作るのがメンテナンスサイクルであり、このサイクルにより学校施設の長寿命化を目指している。

次に、「5. 老朽化した学校施設の課題と対応方針」についてである。「校舎」については、特に小・中学校では、児童・生徒の急増期に部分的に「棟」を増築してきた経緯から、複数の「棟」によって構成された校舎をもつ学校が多くを占めている。その結果、「一つの校舎」でありながら、校舎を構成する各棟の築経過年数に10年、20年、30年もの差が生じている。こうした校舎を含む学校の改築時期・改築方法などの検討において、「加重平均値」を考慮したうえで総合的に判断し、長寿命化改修を推進したいと考えている。また、小・中学校の「体育館」についても、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建築されたものが多く、また、昭和50年代以前に建築された体育館では狭隘なものがあり、改修や改築を進めるものとしている。具体的には、現在の「小中学校体育館防災機能強化等整備事業」を継承し、長寿命化を図るものとしている。なお、体育館を「改築」するか「改修」するかは、主に延床面積を基準として決定し、延床面積が基準よりも狭隘な場合には、改築を行うこととしている。「プール」については、原則として、概ね築30年以上経過のプールを対象に、施設状況を総合的に評価し、改修または改築を判断することとしている。また、プールの改築時期が、校舎や体育館の改築時期と合致する学校では、校舎や体育館と一体化したプールの整備による敷地の有効活用についても検討するものとしている。また、「グラウンド・境界塀・樹木、設備」についても、計画的に、全市的な対応を検討することとしている。さらに、「構造躯体以外への対応と学校施設カルテの作成」については、今後、学校施設の長寿命化には計画的な「予防保全」が必要であり、そのための構造躯体以外も含めた学校施設に関する情報を蓄積した「学校施設カルテ」を作成することも掲げている。

次に、「6. 校舎の長寿命化改修の方向性」についてである。「京都市公共施設マネジメント基本計画」では、「鉄筋コンクリート造の建築物の目標使用年数を原則80年として施設整備を推進」とされ、文部科学省の手引では、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合に70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能であるとされている。そこで、校舎の目標使用年数を、「60年」、「80年」、「100年」の3種類に分けて取り組むことを方向性としている。「60年」は、一般的な鉄筋コンクリート造の改築年数であり、安

全面、財政面及び機能面等から、長寿命化が効果的と判断できない場合であり、該当する学校施設は少数の見込みである。「８０年」は、本市学校施設は原則として８０年を目標使用年数として設定したいと考えており、多くの学校施設が該当することになる見込みである。「１００年」は、今後、建設する学校施設は、１００年以上の使用を前提とした設計構想を進めるというものである。続いて、あくまで概算ではあるが、長寿命化のコスト見通しと今後の方向性について検討をするため、校舎の目標使用年数として、「全て６０年」、「全て８０年」、「全て１００年」、「８０・１００組合せ」と「６０・８０・１００組合せ」で試算シミュレーションを行っている。その結果、財政負担の抑制や平準化の観点から、原則として校舎を「学校毎に築６０年・８０年・１００年間の使用目標を組み合わせ使用」することを基本方針として、取組を推進してまいりたいと考えている。

次に、「７．施設整備の方向性（学校施設の目指すべき姿）」についてである。今後も、多様な教育活動の推進に対応できる施設整備を進めるとともに、安心・安全な施設環境づくりやバリアフリー化の推進、地域に開かれた学校施設のあり方、防災機能の強化・向上に向けた整備、省エネルギー化や市内産木材利用等の環境に配慮した施設整備を進めてまいりたいと考えている。

最後に、本計画（案）の市民意見募集についてである。意見募集期間は平成２８年１月１４日（月）から平成２８年１２月１３日（火）としており、提出方法は、郵送、ファックス、Ｗｅｂ（ホームページ）としている。

今後、広く市民の皆様のご意見をいただき策定された基本計画を踏まえて、今年度中に平成３０年度から３９年度の１０年間に關する行動計画の案を策定したいと考えている。

（委員からの主な意見）

【星川委員】行動計画は１０年間の計画になるとのことだが、どの程度具体的な内容となるのか。例えば、計画に学校名まで記載するのか、また、改築にかかる学校数や財政のシミュレーションでのコストの規模なども記載するのか、まだ準備作業の段階と思うが、どこまで行動計画は細かな内容となるのか。

【事務局】現時点では未定であるが、築年数が同じ学校でも、実際の老朽化の程度は異なっており、一律の基準での学校名までの具体的表記は困難と考えている。築年数が同じ学校を一斉に予防保全や長寿命化改修を行うか、いろいろ判断はありうると考えている。今後判断の材料について調査検討してまいりたい。

【高乗委員】本計画（案）の「学校施設の目指すべき姿」に掲げられている内容はいずれも重要であり、技術的な面では非常に評価している。ただ、変化する社会に対応していくという観点から教育面での機能強化についても盛

り込めないか、この点を議論・検討していけば、より市民も納得しやすいものになるのではないか。

【事務局】物理的な面のみならず、機能の面も非常に重要。行動計画案の中で新しいニーズへの対応についても記載することを検討してまいりたい。

【高乗委員】先日、教育福祉委員会で報告された際、委員の方々は「地域の防災機能強化」の点に強い関心を持たれていたと思う。いただいたご意見を誰が、どのように検討していくのか、ご意見を反映されるようなシステムづくりを検討いただきたい。

【秋道委員】一般的にコンクリート製の防潮堤は50年もつことを想定されているようだが、木材はどの程度もつのか。

【事務局】一概には難しいが、コンクリートも木材も長期にわたって利用できるものがある。歴史的な建造物をみても長期利用されており、材質によっては長期の利用が可能である。コンクリートについても様々な材質があり、コンクリートに含まれる水を減らすと長く持つといわれている。500年利用できるコンクリートというものもある。

【星川委員】防災機能という点で学校施設に対する市民の関心は強い。本市の地域とともに子どもを育てていくという伝統もある。行動計画案で触れていくのは難しいのは分かるが、「どこの学校をいつ長寿命化改修等やっていきます」といった見通しは立てられないものか。各学校の優先順位を付けることは難しいのかもしれないが、市民の関心等を配慮した進め方をすることも大事なのではないか。約300校も学校がある中で、市民の皆様方も、よく分かっておられるのは、自分の身近な学校ではないか。少しでも市民の皆様方に計画を理解いただけるような工夫はできないものか。単に抽象的な内容でなく、少しでも具体化を図って欲しい。

【事務局】本計画（案）について、市民の皆様にご理解いただくことは非常に重要と考えている。反対に不安を与えることはあってはならないとも考えている。例えば、学校施設カルテについては「見える化」を図っていけないかと考えている。自身の身近な学校の築年数等が分かれば、市民にとっても本計画（案）に対するご理解を深めていただけるのではないか。その他にも市民の方々が理解を深めていただける材料について提供できないか検討してまいりたい。

【高乗委員】地域の方々はマネジメントのプロセスに参加できるのか、「参加できること」が大切である。地域の方々は「我々の学校」という自負を持たれている。行政が一方的に進めていくのではなく、地域が「我々もこういったことができる」と言っていけるような工夫ができないものか。

【星川委員】地域が、自分の地域にある学校について長寿命化改修等がいつ、どの程度の順番で行われるのか示していくことはできないか。

【在田教育長】単純に築年数のみで長寿命化改修等を実施していくのではなく、どの程度オープンにしていくか難しいところである。今後、サンプリング調査等していく中で考えていく必要がある。

エ 議決事項

議第 18 号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の制定について

議第 19 号 京都市教職員の給与に関する規則の制定について

議第 20 号 京都市教職員の退職手当に関する規則の制定について

議第 21 号 京都市教職員の旅費に関する規則の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長，末浪 教職員人事課担当課長補佐)

議第 18 号から 21 号までの 4 件議案について、ご説明申し上げます。

本件については、平成 29 年 4 月に府費負担教職員の給与負担等が政令指定都市に移管されることに伴い、本市として勤務条件を新たに定めるものである。そのための新しい条例「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」が、先般の平成 28 年 2 月市会で可決成立しており、その条例の施行規則を、今回、定めるものである。議決後は、すみやかに学校・幼稚園に通知してまいりたい。

教職員の平成 29 年度以降の勤務条件については基本的には市制度に移行し、教職員特有の条件については府制度を継続するものである。今回の規則は、すでに条例で定められているもの及びごく一部の要綱で定めるものを除いて規定していくものである。

平成 28 年 2 月市会で成立した教職員条例については、給与、退職手当、旅費、勤務時間、休暇、休業が一本の条例に収まっており、この給与、退職手当、旅費及び休暇・休業を含む勤務時間のそれぞれについて、施行規則を定めるものである。

「議第 18 号 勤務時間等に関する規則」についてであるが、条例においては、1 週間の勤務時間や休日といった「公務に服する日」がいつなのか、公務を離れて休業ができる場合はいつ・どういった場合か、休暇を取得できる場合はどういった場合か、その種類と基準が定められている。それを受けて、具体的な勤務条件を定めており、1 日の勤務時間（8 時 30 分～17 時／夜間定時制 13 時～21 時 30 分）の基準、休暇に関しては、年休の付与の仕方（4 月 1 日付与）や時間年休（8 H＝1 日）の運用、介護休暇の取得単位や取得回数、承認休務の種類と基準（要件と日数）を定めている。休業については、ほぼ条例で規定されており、規則では主に手続を定めている。また附則において、年休や病休などの 3 月から 4 月への切替方法などについて、定めている。

「議第 19 号 給与に関する規則」については、条例では、給料表や手当の種類と基準を扶養・住居・通勤といった基幹手当については定めているが、規則では、具体的な給料表の運用として、級号給の決定方法や昇給のルール（標準 4 号／休職した場合などの号給調整）、基幹手当以外の手当について要件と額などを定めている。

「議第 20 号 退職手当に関する規則」については、条例においては、「市職員に適用されている条例に準じて別に定める。」と規定されており。額の算出方法、支給方法など、概ね市職員用の条例の内容を教育委員会規則として定めている。なお、懲戒処分を受けた場合の不支給であったり、在職中の非違行為が疑われる場合の一時差止めといった退職手当の支給制限に係る内容については、本人の不利益事項であるため、すでに条例で規定されている。

最後に、「議第 21 号 旅費に関する規則」については、ほぼ条例で規定されており、規則では自宅から直出・直退した場合の旅費計算や教員特有の、児童生徒を引率した場合の旅費計算等の例外的に調整を行うものと市内出張旅費の詳細及び手続を定めている。

施行日はいずれの規則も、給与費負担の移管日である、平成 29 年 4 月 1 日である。また、今回の規則は条例を含めて、現時点での休暇制度、給料月額であり、今年度の給与改定を反映させていく必要がある。平成 29 年 2 月市会において、新条例の改正を行い、新条例の改正をふまえて、新規則の改正を行う予定である。

参考までに、市職員と教職員の条例・規則の関係図をまとめている。基本的に市制度に移行するということから、それぞれ関係する条例・規則を睨み、準用する形で、今回の規定整備を行っている。

なお、教職員組合との関係であるが、平成 28 年 2 月市会での条例制定以降も、協議・折衝を重ね、教職員組合の基本的な態度として、残された課題は一部にあるものの、市の提案を受け入れるという態度表明を受けている。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】給与の支給日の変更等、移譲にあたり変更となる勤務条件について、不都合が生じないように個々の教職員へ解りやすく周知徹底する必要がある。

(議決)

教育長が、議第 18 号「京都市教職員の勤務時間等に関する規則の制定について」、議第 19 号「京都市教職員の給与に関する規則の制定について」、議第 20 号「京都市教職員の退職手当に関する規則の制定について」、議第 21 号「京都市教職員の旅費に関する規則の制定について」に対し、各委員「異議なし」を確認、議決。

オ 非公開の宣言

教育長から、以下の報告 1 件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 報告事項

報告 1 件に係る会議録について、人事に関する案件のため非公開。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

11月22日 第15回教育実践功績表彰式典について

11月22日 京都市ステューデントシティ住民10万人到達 記念式典について

11月23日 京都国際マンガミュージアム開館10周年記念式典について

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

12時00分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長